

令和8年6月5日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社佐藤建設工業（群馬県渋川市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 園田（内線：2517）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社佐藤建設工業	群馬県渋川市小野子1839-2

2. 指名停止措置期間

令和8年6月5日から令和8年9月4日まで（3ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和8年5月12日、利根川水系砂防事務所発注の「R7濁沢砂防堰堤外工事」において、落札者として通知を受けたが、配置予定技術者が配置できず、代替りの技術者も配置できないとの理由により、契約締結を辞退した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、落札決定後に契約締結を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内